

令和6年11月

令和6年度 第1回

松山市国民健康保険運営協議会

委員配布用資料

目 次

1. 松山市からの諮問	1
2. 松山市国保会計の収支状況と分析について	3
3. 松山市国民健康保険料の見直しについて	9
4. 参考資料	20

1. 松山市からの諮問

国民健康保険事業の健全化について(諮問)

このことについて、下記のとおり保険料を見直したいので、国民健康保険法第11条第2項の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

記

1 国民健康保険料の見直しについて

(1)見直しの経緯

本市の国保会計は、被保険者数の減少等に伴い令和4年度から単年度収支が2年連続赤字となり、今後さらに悪化する見込みである。

また、愛媛県は、国の「保険料水準統一加速化プラン」に基づき、今年3月に改定した「愛媛県国民健康保険運営方針」において、令和15年度までに段階的に県内の保険料水準を統一する方針を示している。

これらの状況を踏まえ、本市でも、国保財政の健全性を確保するとともに、県内統一の保険料水準に移行するため、保険料の見直しを行う。

(2)見直しの内容

- ① 国保財政の健全性を確保するため、歳出事業の積極的な見直しや収入増加に取り組むとともに、令和7年度から保険料の改定を行う。
- ② 標準保険料率との乖離が大きい均等割の見直しを優先的に行い、令和11年度までに標準保険料率に移行する。
- ③ 被保険者の負担をできる限り抑えるため、段階的に保険料を改定するとともに、改定額の平準化を図る。

2. 松山市国保会計の収支状況と分析について

①令和5年度決算について

(単位:千円)

区 分		R4年度決算額	R5年度決算額	増減(R5 - R4)	増減割合(R4 → R5)
歳 入	1 保険料	8,408,206	8,047,276	① △ 360,930	△ 4.29 %
	2 使用料及び手数料	72	16	△ 56	△ 77.78 %
	3 国庫支出金	800	1,616	816	102.00 %
	4 県支出金	37,320,734	37,279,278	△ 41,456	△ 0.11 %
	5 財産収入	83	1	△ 82	△ 98.80 %
	6 繰入金	5,119,295	5,090,015	△ 29,280	△ 0.57 %
	7 繰越金	3,838,349	3,343,169	② △ 495,180	△ 12.90 %
	8 諸収入	197,952	204,316	6,364	3.21 %
	合 計		54,885,491	53,965,687	△ 919,804
歳 出	1 総務費	995,762	720,601	△ 275,161	△ 27.63 %
	2 保険給付費	36,738,884	36,529,223	△ 209,661	△ 0.57 %
	3 国民健康保険事業費納付金	13,084,407	13,192,122	③ 107,715	0.82 %
	4 保健事業費	455,130	454,532	△ 598	△ 0.13 %
	5 基金積立金	1	1	0	0.00 %
	6 諸支出金	268,138	224,338	△ 43,800	△ 16.33 %
	7 予備費	0	0	0	0.00 %
	合 計		51,542,322	51,120,817	△ 421,505
歳入歳出差引額		3,343,169	2,844,870	△ 498,299	△ 14.90 %
単年度収支		△ 495,180	△ 498,299	△ 3,119	0.63 %

②令和6年度予算について

(単位:千円)

区 分		R5年度当初予算額	R6年度当初予算額	増減(R6 - R5)	増減割合(R5 → R6)
歳 入	1 保険料	7,463,232	7,429,458	△ 33,774	△ 0.45 %
	2 使用料及び手数料	100	10	△ 90	△ 90.00 %
	3 国庫支出金	693	463	△ 230	△ 33.19 %
	4 県支出金	40,507,258	40,315,454	△ 191,804	△ 0.47 %
	5 財産収入	10	10	0	0.00 %
	6 繰入金	5,330,498	5,145,152	△ 185,346	△ 3.48 %
	7 繰越金	1,380,000	1,230,000	△ 150,000	△ 10.87 %
	8 諸収入	272,709	262,853	△ 9,856	△ 3.61 %
	合 計		54,954,500	54,383,400	△ 571,100
歳 出	1 総務費	735,552	742,544	6,992	0.95 %
	2 保険給付費	40,079,675	39,926,771	△ 152,904	△ 0.38 %
	3 国民健康保険事業費納付金	13,266,561	12,898,402	④ △ 368,159	△ 2.78 %
	4 保健事業費	530,902	484,073	△ 46,829	△ 8.82 %
	5 基金積立金	10	10	0	0.00 %
	6 諸支出金	340,800	330,600	△ 10,200	△ 2.99 %
	7 予備費	1,000	1,000	0	0.00 %
	合 計		54,954,500	54,383,400	△ 571,100

③単年度収支の推移(平成30年度以降)について

(単位:千円)

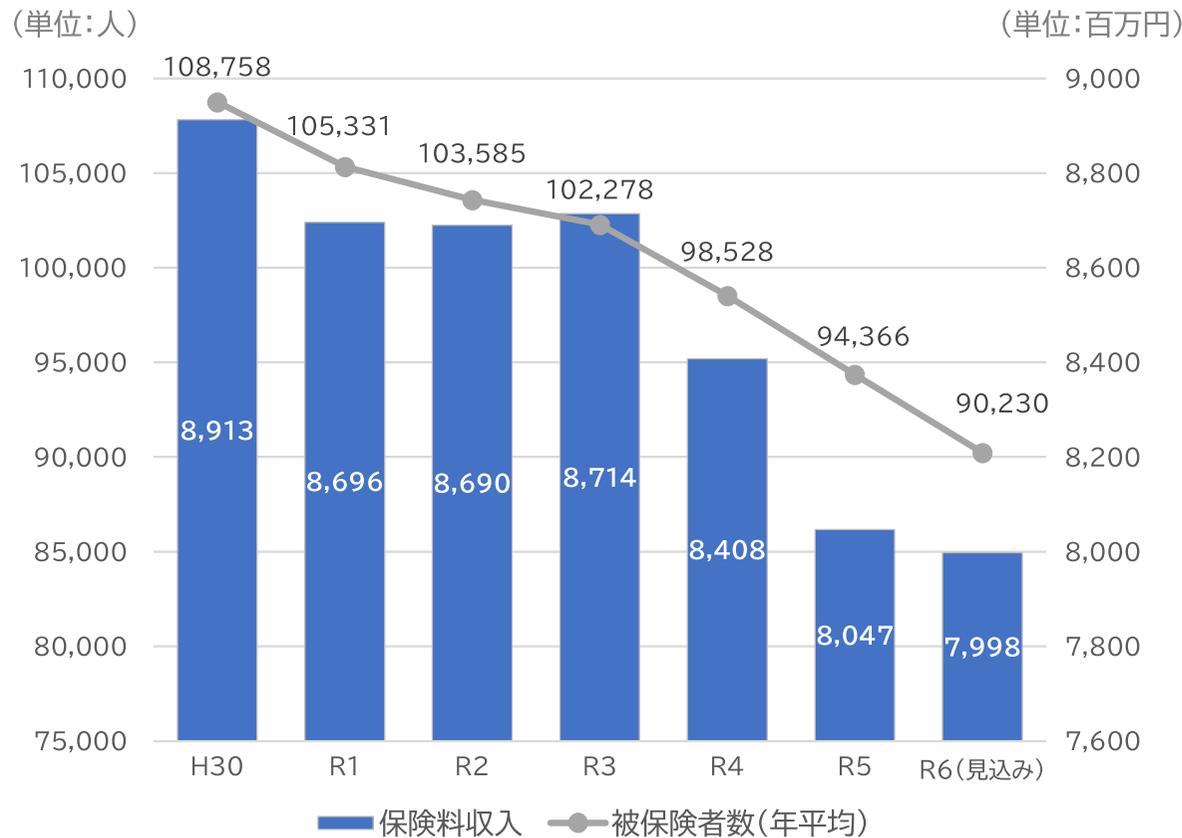
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
単年度収支		555,011	466,840	635,839	199,030	△ 495,180	△ 498,299
内 訳	支援分	143,486	92,962	58,957	108,934	107,798	△ 188,957
	介護分	△ 14,457	△ 155,246	△ 145,766	△ 56,592	△ 65,175	△ 135,663
	医療分 (国保分)	425,982	529,124	722,648	146,688	△ 537,803	△ 173,679

R4年度に単年度収支が赤字に転じ、前年度からの繰越金で歳入不足を賄っている。

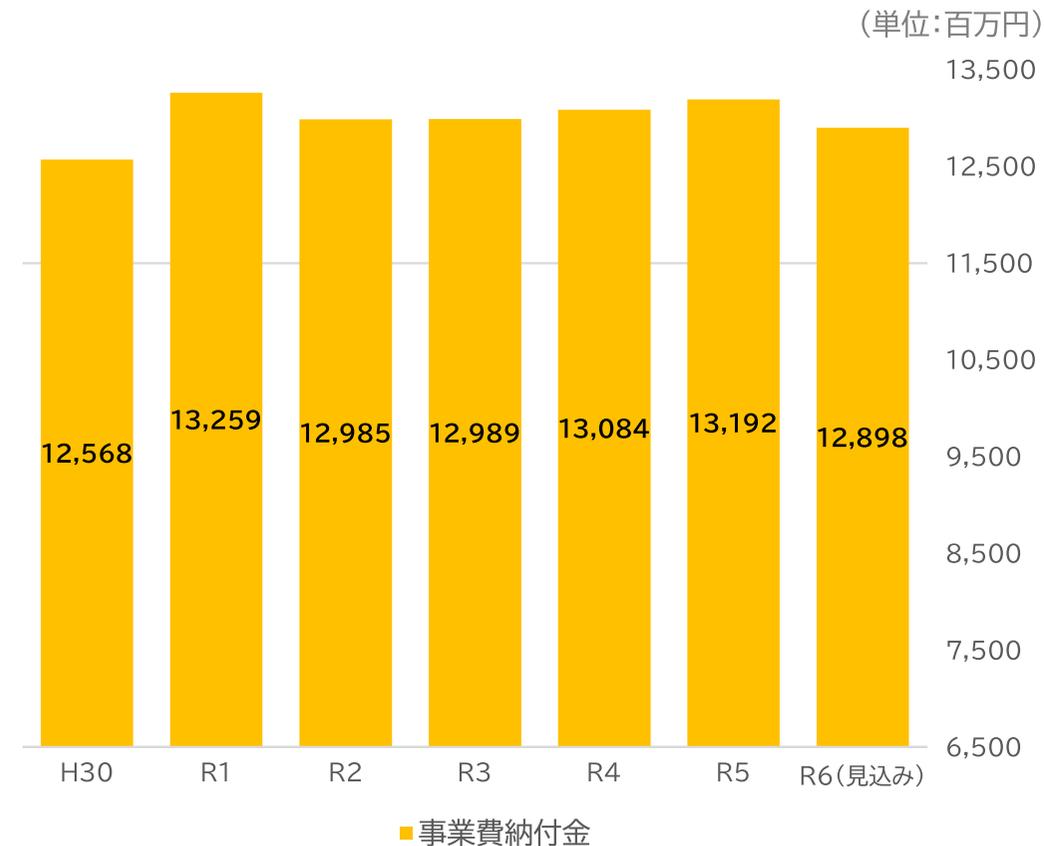
介護分は慢性的に赤字の状況にあり、R5年度は後期高齢者医療支援分が赤字になるなど、高齢化の影響により医療分以外の要因で会計収支の赤字が進んでいる。

④保険料収入と事業費納付金の推移について

(歳入) 保険料収入と被保険者数の推移



(歳出) 事業費納付金の推移

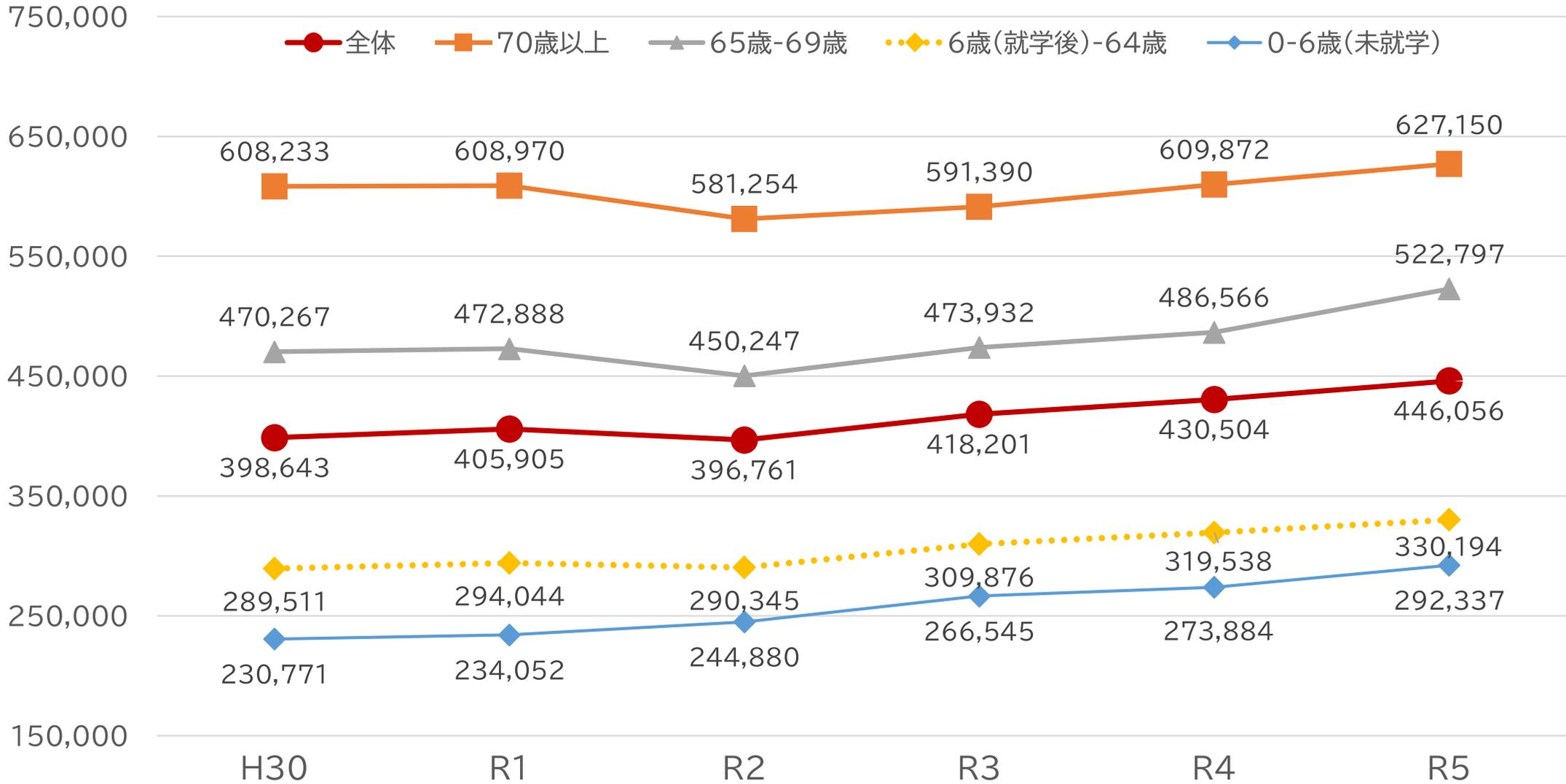


団塊世代が後期高齢者医療制度に移行し始めたR4年度から、被保険者数とともに保険料収入が急減している。この傾向は、全ての団塊世代が75歳に到達するR6年度まで続くと見込まれる。

一方、県に支払う事業費納付金は年度間で増減はあるものの、横ばいで高止まりしており、収入と支出のギャップが年々拡大している。

⑤1人あたり医療費(年代別)の推移について

(単位:円)



・1人あたり医療費は増加傾向にあり、医療費の高い65歳以上の前期高齢者が多いことから、被保険者数は減少傾向にあっても医療費支出は横ばい又は微減で推移している。

2. 松山市国民健康保険料の見直しについて

①国保会計の収支が急速に悪化

社会保険の適用拡大や団塊世代の後期高齢者医療制度への移行による国保加入者の減少などで、R4年度に単年度収支が赤字に転じ、R5年度も2年連続の赤字となった。このまま推移すると、**R9年度には形式収支も赤字になる**見込み。



②(愛媛県)「保険料水準の統一に向けたロードマップ」の主な検討項目

(R6年3月改定 愛媛県国民健康保険運営方針より)

【R11年度から】
納付金ベースの統一

医療費指数反映係数(α)の段階的な引き下げ **県**

医療費指数反映係数(α)※をR8年度から段階的に引き下げ、R11年度の納付金算定時に0とする。

(参考) ※市町間の医療費水準の差を納付金に反映させる係数

年度	医療費水準	α
R6	1.0638	1.00
R8	1.0478	0.75
R9	1.0319	0.50
R10	1.0159	0.25
R11	1.0000	0.00

【R12年度から】
標準保険料率へ移行

★算定方法の統一 **市**

4方式(所得割・資産割・均等割・平等割)を採用している市町は、資産割を廃止し、3方式(所得割・均等割・平等割)に統一する。

(参考) 松山市対応済(3方式採用) 4方式の県内市町は、12市町(R6時点)

★賦課割合の統一 **市**

保険料の賦課割合を【応益割:応能割=1: β 】【均等割:平等割=7:3】に統一する。

(参考) β は、全国平均を1とした場合の県の所得水準の比率

【所得割:均等割:平等割】=(統一) 42:41:17=(松山市) 52:33:15

【R15年度から】
準統一

公費の相互扶助 **県市**

市町個別の収入・費用を県全体で相互扶助し、収納率格差を反映させた統一保険料率とする。

【時期未定】
完全統一

標準的な収納率による算定 **県市**

収納率格差を反映させず、標準的な収納率により保険料率を算定する。

③ロードマップに基づきR11年度までに標準保険料率への移行が必要

移行作業1 算定方法の統一

4方式(所得割・資産割・均等割・平等割)を採用している市町は、資産割を廃止し3方式(所得割・均等割・平等割)に統一

4方式は12市町

本市は3方式のため、見直し不要

移行作業2 賦課割合の統一

保険料の賦課割合を【応益割:応能割=1:β】
【均等割:平等割=7:3】に統一

標準保険料率に対し、各市町とも均等割が不足している状況

本市は所得割が高く、均等割が21,847円、平等割が4,040円低い。

【所得割:均等割:平等割】

(統一後割合) 42 : 41 : 17

(松山市条例) 52 : 33 : 15

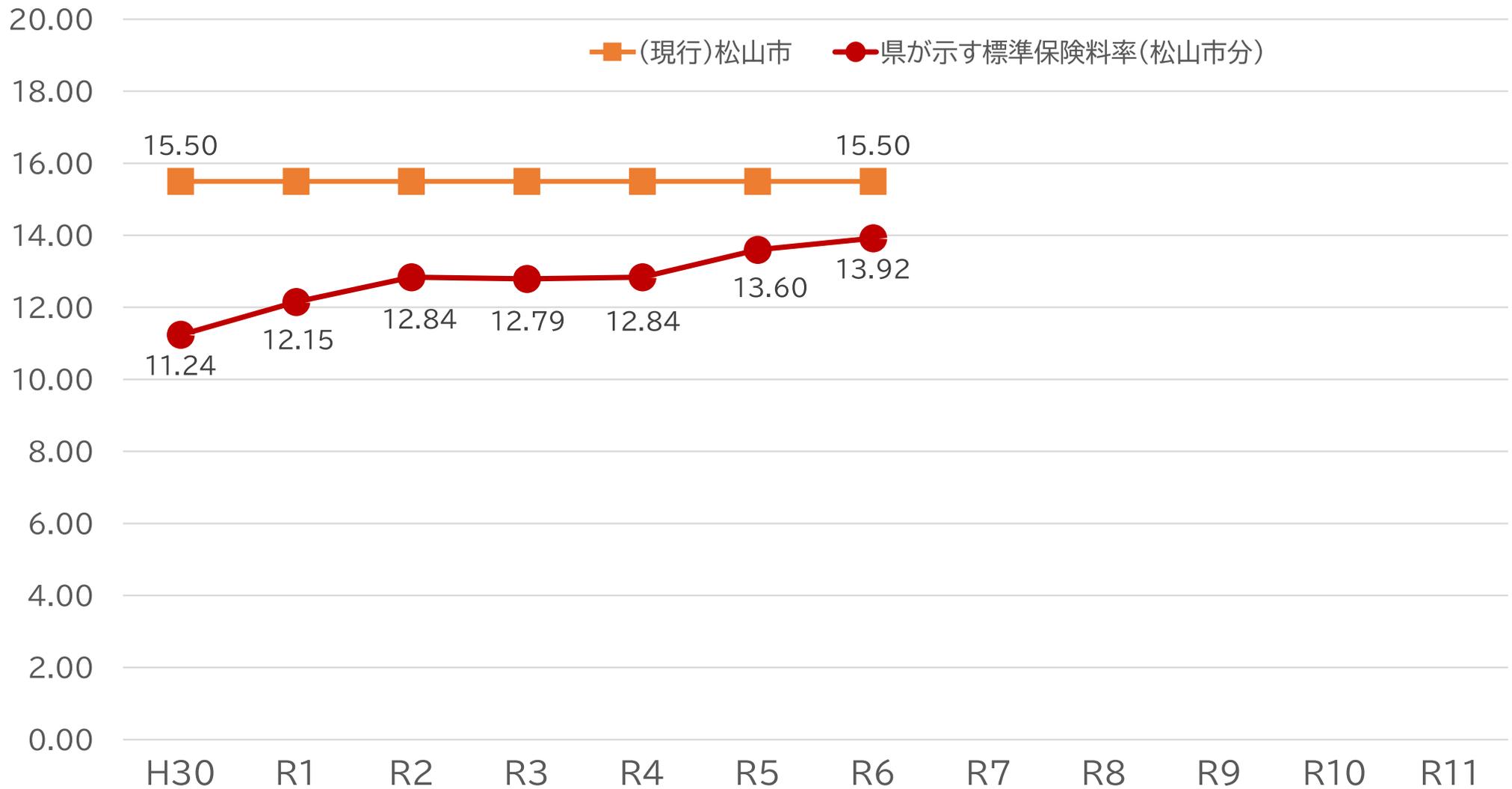
県内市町の改定状況

R6年度は、8市町が料金改定
(西条市は、標準保険料率へ移行が完了)

本市はH23年度以降、改定なし。

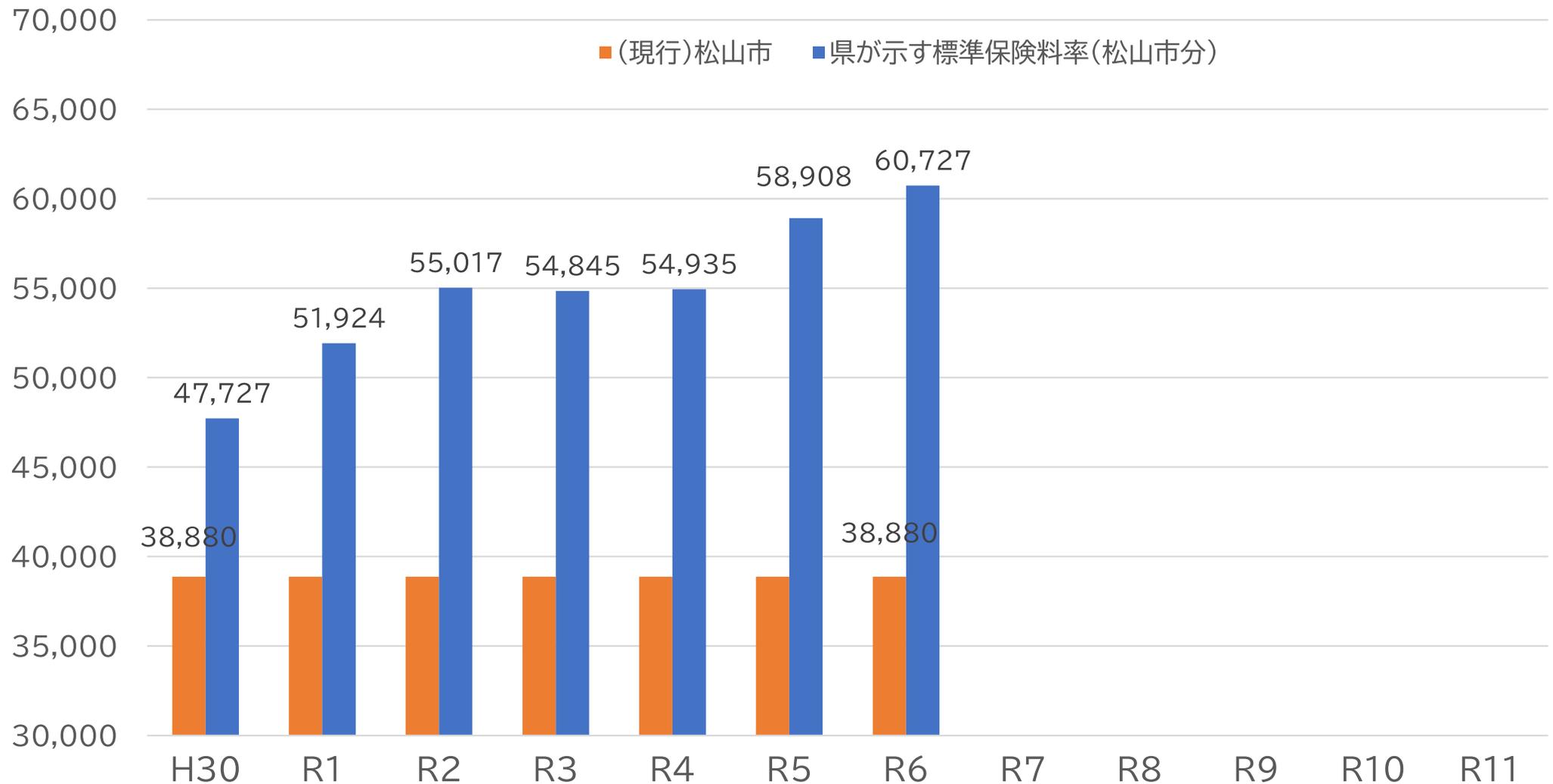
直近の改定状況	市町	標準保険料率との差額状況			
		所得割	資産割	均等割	平等割
		差率	差率	差額	差額
●R6	西条市	0.00%	-	▲14	▲17
●R6	四国中央市	0.26%	33.52%	▲118	1,411
●R6	八幡浜市	▲0.48%	12.50%	▲9,909	3,042
●R6	新居浜市	3.41%	-	▲10,856	▲6,496
●R6	伊予市	1.31%	-	▲11,844	11,684
●R6	大洲市	0.26%	30.45%	▲12,788	3,187
●R6	久万高原町	0.89%	-	▲14,396	1,980
●R6	東温市	1.36%	-	▲17,569	▲8,892
R5	松前町	2.90%	-	▲12,733	▲6,342
R5	上島町	0.51%	45.00%	▲20,270	3,572
R5	宇和島市	▲1.33%	40.80%	▲20,706	1,482
R4	内子町	▲0.32%	31.40%	▲7,150	▲2,172
R4	今治市	2.23%	27.50%	▲18,674	6,776
R2	鬼北町	0.38%	43.00%	▲19,060	▲2,306
H30	砥部町	0.09%	-	▲13,204	▲2,546
H30	西予市	▲0.38%	47.60%	▲22,146	6,671
H27	松野町	0.35%	52.00%	▲18,387	3,355
H27	伊方町	▲2.85%	66.00%	▲20,662	4,423
H26	愛南町	▲1.13%	42.90%	▲26,721	2,483
H23	松山市	1.58%	-	▲21,847	▲4,040

④愛媛県が示す標準保険料率(松山市分)の推移 ◆所得割◆



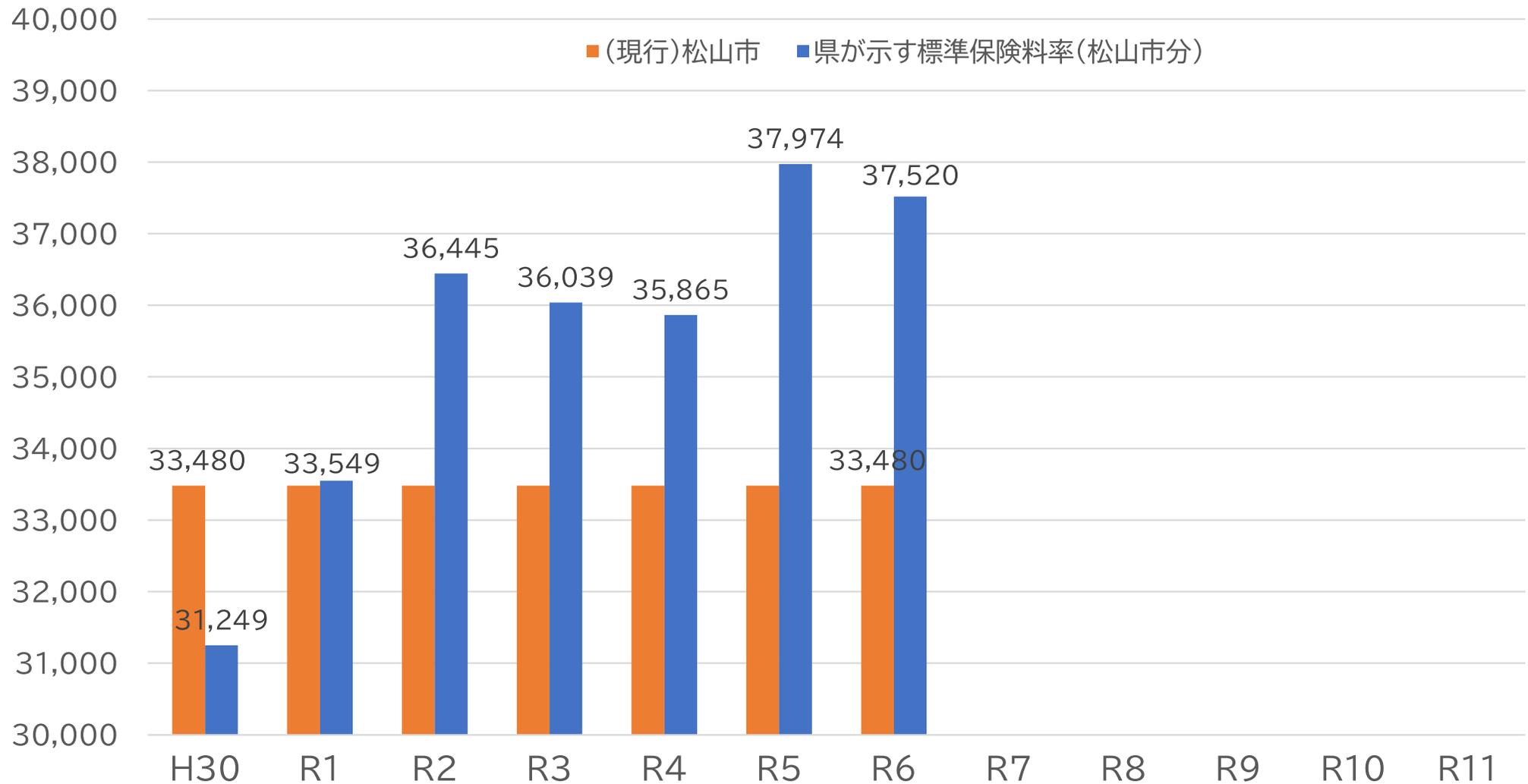
- ・県が示す標準保険料率(松山市分)の所得割は、H30年度から2.68ポイント増加
- ・R6の松山市の現行保険料(15.5%)との差は1.58%であるが、近年、縮小傾向にあり、R11までに、標準保険料率に調整する必要がある。

④愛媛県が示す標準保険料率(松山市分)の推移 ◆均等割(人数毎)◆



- ・県が示す標準保険料率(松山市分)の均等割は、H30年度から13,000円増加
- ・R6の松山市の現行保険料(38,880円)との差は21,847円で、近年、拡大傾向にあり、R11までには、この差を解消する必要がある。

④愛媛県が示す標準保険料率(松山市分)の推移 ◆平等割(世帯毎)◆



- ・県が示す標準保険料率(松山市分)の平等割は、H30年度から6,271円増加
- ・R6の松山市の現行保険料(33,480円)との差は4,040円で、近年、拡大傾向にあり、R11までには、この差を解消する必要がある。

⑤R8年度からR10年度にかけて「子ども・子育て支援金」が上乗せ

R6年6月に改正子育て支援法が成立し、R8年度から3年かけて国民健康保険料に「子ども・子育て支援金」が上乗せされることが決定した。

◆政府試算に基づく上乗せ額の推計（1世帯(夫婦・子1人)当たり・年額）（ ）は対前年増加額

	年収80万円	年収160万円	年収200万円	年収300万円
R8 ※推計	1,125円(+1,125円)	4,125円(+4,125円)	6,000円(+6,000円)	9,000円(+9,000円)
R9 ※推計	1,350円(+ 225円)	4,950円(+ 825円)	7,200円(+1,200円)	10,800円(+1,800円)
R10 ※政府試算	1,800円(+ 450円)	6,600円(+1,650円)	9,600円(+2,400円)	14,400円(+3,600円)

⑥保険料見直しの3つの視点

視点1 財政の健全性確保

歳出事業の積極的な見直しと歳入増加に取り組み、収支改善に努めるとともに、財政収支の状況を踏まえ、R7年度から保険料見直しを行い、国保財政の健全性を確保する。

視点2 標準保険料率に移行 (R11年度までに)

標準保険料率との乖離が大きい均等割の見直しを優先的にを行い、最新の料率を見据えながら、県が示す検討期限のR11年度までに標準保険料率に移行する。R12年度以降は、標準保険料率の変動に対応して改定する。

視点3 激変緩和措置

被保険者の負担が急増しないよう、激変緩和措置として、段階的に改定を行うとともに、R8年度からの「子ども・子育て支援金」の上乗せ額を踏まえ改定額を調整し、加入者の負担増加額を可能な限り平準化する。

⑦保険料改定額の算定方法 (1)

ステップ①

- 視点1 財政の健全化 → R7年度から見直し
- 視点2 標準保険料率へ移行 → R11年度までに標準保険料率へ移行
- 視点3 激変緩和措置 → 段階的な改定

均等割と平等割のR7標準保険料率との差分をR7からR11までの5年で均等に割り振る

R7配分額	R8配分額	R9配分額	R10配分額	R11配分額
-------	-------	-------	--------	--------

ステップ②

- 視点2 標準保険料率へ移行 → 毎年、最新の標準保険料率を見据え移行
- 視点3 激変緩和措置 → 「子ども・子育て支援金」の上乗せ額を踏まえ改定額を調整

- ①R8の改定額を半分にし、他の年度に均等に割り振る
- ②割振り後のR7年度の増加額をR7年度改定額とする

②R7改定額	① R8調整分	①半分減額	① R8調整分	② R8調整分	② R8調整分
	R7配分額		R8配分額	R9配分額	R10配分額

⑦保険料改定額の算定方法 (2)

ステップ③

- ①R8年度は「子ども・子育て加算金」を加算
- ②R7年度からR8年度の標準保険料率増加額(均等割・平等割)を加算する
- ③加算後のR8年度の増加額をR8年度改定額とする

③R8改定額	②増加額加算			
	①子ども子育て加算金	R8調整分	R8調整分	R8調整分
		R9配分額	R10配分額	R11配分額
	R8配分額			

令和9年度以降

- R9年度以降は、ステップ③の作業を繰り返す
- 所得割は、収支の改善状況や標準保険料率の推移を見ながら増減調整する

R9改定額	増加額加算			
	子ども子育て加算金			
	R8調整分	R8調整分	R8調整分	
	R9配分額	R10配分額	R11配分額	

參考資料

「保険料水準の統一」に向けたロードマップ

項目		R3年度～R5年度 【第2期】			R6年度～R11年度 【第3期】						R12年度～R17年度 【第4期】		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
制度・基準の統一	医療費指数の設定	α=1			α=0.75		α=0.50		α=0.25		α=0		
		<ul style="list-style-type: none"> ・複数年かけて、αの設定値を「0」に近づける。 											
	算定方式の統一	資産割の廃止に向けた検討									3方式統一		
		<ul style="list-style-type: none"> ・4方式を採用している市町は、令和11年度をもって資産割を廃止する。 											
	賦課割合の統一	統一に向けた検討									県内統一		
		<ul style="list-style-type: none"> ・納付金算定時と同様の【応益割：応能割＝1：標準のβ、均等割：平等割＝7：3】とする。 											
	経費の相互扶助	相互扶助なし			相互扶助実施に向けた検討								
		<ul style="list-style-type: none"> ・納付金の算定において、県単位での参入（相互扶助）する経費の検討する。 ・可能なものから順次実施していく。 											
取組の統一・平準化	決算補填目的の一般会計繰入の廃止	決算補填目的の一般会計繰入の完全廃止に向けた対応								決算補填目的の一般会計繰入の禁止			
		<ul style="list-style-type: none"> ・赤字削減・解消計画を作成した市町は、計画に従い着実に赤字を解消する。 											
	医療費適正化に係る取組	モラルハザード対策の検討			医療費適正化に係る取組の推進								
		<ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化に係る取組や医療費水準の低下等の実績に対して、県3号交付金を活用した更なるインセンティブ強化を図る。 ・各市町が実施する保健事業の取組内容を統一化・平準化する。 											
	収納率向上に向けた取組	モラルハザード対策の検討			モラルハザード対策の実施								
		<ul style="list-style-type: none"> ・収納率の取組に対して、県3号交付金によるインセンティブ強化を図る。 											

○松山市の標準保険料率の推移(3年間)

愛媛県が示す松山市の標準保険料率の推移(3年間)

		所得割率		均等割額		平等割額		均等割+平等割	
		率	前年度との差引	額	前年度との差引	額	前年度との差引	額	前年度との差引
令和4年度	医療分	8.10%	—	33,493円	—	22,860円	—	56,353円	—
	支援分	2.51%	—	10,094円	—	6,889円	—	16,983円	—
	介護分	2.23%	—	11,348円	—	6,116円	—	17,464円	—
	計	12.84%	0.05%	54,935円	90円	35,865円	-174円	90,800円	-84円
令和5年度	医療分	8.31%	—	34,908円	—	23,531円	—	58,439円	—
	支援分	2.87%	—	11,604円	—	7,822円	—	19,426円	—
	介護分	2.42%	—	12,396円	—	6,621円	—	19,017円	—
	計	13.60%	0.76%	58,908円	3,973円	37,974円	2,109円	96,882円	6,082円
令和6年度	医療分	8.31%	—	35,106円	—	23,301円	—	58,407円	-32円
	支援分	3.05%	—	12,601円	—	8,364円	—	20,965円	1,539円
	介護分	2.56%	—	13,020円	—	5,855円	—	18,875円	-142円
	計	13.92%	0.32%	60,727円	1,819円	37,520円	-454円	98,247円	1,365円

		所得割率		均等割額		平等割額		均等割+平等割	
		率	標準保険料率との差引	額	標準保険料率との差引	額	標準保険料率との差引	額	標準保険料率との差引
令和6年度 本市の 保険料率	医療分	9.40%	—	23,520円	—	21,840円	—	45,360円	—
	支援分	3.40%	—	8,040円	—	6,960円	—	15,000円	—
	介護分	2.70%	—	7,320円	—	4,680円	—	12,000円	—
	計	15.50%	-1.58%	38,880円	21,847円	33,480円	4,040円	72,360円	25,887円